



1. 現行薬価基準制度の概要

- ① 薬価基準は、医療保険から保険医療機関や保険薬局(保険医療機関等)に支払われる際の医薬品の価格を定めたもの。
- ② 薬価基準は、平成16年2月13日に中医協がとりまとめた「薬価算定の基準について」に基づき、厚生労働大臣が告示。
- ③ 薬価基準で定められた価格は、医療機関や薬局の実際の購入価格(市場実勢価格)に近付けて薬価差を解消するため、薬価調査結果に基づき定期的に改正。